

平成25年度 事業計画

I 基本方針

日本では少子高齢化、家族や地域などにおいて人との絆が薄れ、孤立する人が増えている無縁社会が社会問題化しております。コミュニティ形成が求められる中、平成24年4月に施行された改正介護保険関連法では、孤立しがちな高齢者や障がい者世帯が、住み慣れた地域での暮らしを支えることに焦点を当てた、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援サービス」が包括的に切れ目なく提供される「地域包括ケア」の実現が目指されております。

そうした状況下にあつて、大淀町においては地域福祉推進のための地域福祉計画が策定され、社会福祉協議会で、平成20年度に策定しました、地域福祉活動計画(おおよどアクションプラン)が、今年度は事業計画Ⅲ期目(平成24年～平成25年)の最終年に入ります。「ふれあい・わかりあい・たすけあい・ささえあい」4つの「あい」を地域福祉活動に広げ、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」の構築を目指してきております。

従来から社協は、地域福祉推進のために住民に密着した民間活動の中核的な役割を果たしてきました。更に、各福祉活動団体への支援や調整役とともに地域福祉の担い手として、一層地域福祉の充実に向けた推進等を図ってまいります。

また、介護保険事業のサービス提供機関として、より質の高いサービス提供し住民誰からも信頼される事業者となるようつとめます。職員意識の一層の高揚と資質の向上を図り、経営の効率化を推進します。

II 重点推進項目

・ 地域福祉活動の積極的な推進

地域福祉活動計画(おおよどアクションプラン)に基づき、「誰もが安心して暮らせる豊かなまちづくり」の推進を継続し、町内にあつて一人暮らし高齢者や高齢世帯の多い地域を対象とした「サロン」づくりに向けて、地域住民が自主・自立した運営ができるよう支援します。さらに、居場所づくり事業を実施し、サロン活動の活性化を図る。本事業を通じて地域の交流拠点や外出のきっかけとなる場所の拡大を図り、住み慣れた地域で生きがいを持ち生活することを促します。

また、高齢者、障がい者・児などが、地域で安心して生活する為に、「福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)」においては、地域住民の方への啓発をするとともに、生活支援員の確保などサービスの向上に努めます。

・ 地域包括支援センターの役割と住民

要援護老人及びひとり暮らし老人に対し、生活支援サービスとともに、自立した生活を送ることのできるよう「生活総合相談」の実施や家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、在宅の高齢者に対する生きがい活動や寝たきり予防のための教室を積極的に開催します。

また、ネットワーク研修会等を開催して、各事業所との連携をより深めるとともに、地域包括支援センターの役割について、広く住民へ啓発を進めます。

・ 介護サービス事業の運営

指定居宅サービス事業者として、自らが経営責任の意識をもって効率的な事業運営を行い、質の高いサービスを提供することで利用者や家族の方より選ばれる業者になり得るよう努めます。また、福祉サービスに対する利用者の満足感を高めるため、利用者個人の権利を擁護するとともに、福祉サービスを適切に利用できるように支援します。苦情に対し、社会性や客観性を確保し、円滑・円満な解決の促進に努め、利用者との信頼関係の確保に努めます。

- ・ 介護保険外(実費)サービス事業の運営

訪問介護サービスの現場において、近年多様化する生活課題から介護保険上可能なサービス以外のニーズが増えてきております。訪問介護事業所では「すまいるサポート」と称し、専門知識と経験豊富なホームヘルパーが、訪問介護の利用者一人一人に対し、住み慣れた地域で安心して過ごせるように、介護保険外のニーズに対応し日々の暮らしをサポートをいたします。

- ・ ボランティアセンターの設置及びボランティアの育成と活動の促進

高齢化の進展と生活の質、心の豊かさを求めるようになったことなどを背景として、ボランティア活動への関心が高まり、活動への支援の必要性が社会的な課題として取り上げられています。そうした状況を踏まえ、ボランティアセンターの設置及び運営を新たな事業として展開していきます。ボランティア活動に関心がある又は行っている方への情報提供や支援を通して、住民の方に広く気軽にボランティア活動へ参加してもらい機会をつくり、地域づくりの担い手として、みんな、また、特定非営利活動促進法(NPO)が施行され「いつでも・どこでも・誰でも・気軽に・楽しく」ボランティア活動に参加できるよう、多様な機会を提供するとともに大淀町ボランティア連絡協議会と連携し、地域住民の参加に対する意識の高揚と、活動への参加を促します。

- ・ 福祉に携わる人材の確保・養成と資質の向上の推進

地域福祉の推進のためには、住民の参加による地域福祉活動とともに、専門性を有したスタッフによる地域福祉サービスを充実させてしていくことが不可欠であります。介護分野では、介護従事者の不足から介護に携わる人材の育成が求められており、当会におきまして、社会福祉士及び介護福祉士、看護師、保健師等の実習生を受け入れ、資格取得に向けた支援や育成を行うことで福祉や介護のさらなる充実を図ります。

Ⅲ 事業実施計画

会務の運営

- (1) 理事会の開催
- (2) 評議員会の開催
- (3) 奈良県共同募金会大淀町支会理事会・評議員会の開催
- (4) 善意銀行運営委員会の開催

指定居宅サービス事業等

- (1) サービス提供従事者の育成
- (2) 社会福祉士・介護福祉士・看護師の実習受け入れ及び人材育成

在宅生活支援事業の実施

- (1) すまいるサポート事業の運営

啓発宣伝事業

- (1) 「広報おおよど・社協だより」への掲載
- (2) ポスター等印刷物による啓発
- (3) 募金運動に対する協力と歳末たすけあい運動の推進
- (4) 社会福祉に関する情報の提供と資料の整備充実

福祉団体の育成と連携強化

(1) 福祉団体との連絡調整及び事業の連携と助成
地域福祉活動の充実向上

- (1) 在宅高齢者保健福祉推進支援事業の実施
- (2) 老人・児童福祉月間の啓発と運動促進
- (3) ちいきふれあいサロンの設置及び助成
- (4) 居場所づくり事業の実施

民生児童委員活動の連携と推進

- (1) 民生児童委員協議会の活動と連携協力
- (2) 月例委員会の連携協力

ボランティア活動に対する積極的な支援

- (1) ボランティアセンターの設置及び運
- (2) ボランティア連絡協議会組織の育成と支援
- (3) ボランティア組織リーダー及び会員の研修会開催
- (4) ボランティア保険加入の普及と保険料に対する助成
- (5) ボランティアグループ活動情報の提供と連絡会議の開催
- (6) 学童生徒のボランティア活動普及事業の実施
- (7) 広報誌「ふれあいだより」の発行
- (8) 関係機関との連携協力

心配ごと相談員の研修の推進

- (1) 心配ごと相談員の研修の推進
- (2) 心配ごと相談日の開催

善意銀行の活動

- (1) 善意の金品の預託強化を図るための趣意普及活動
- (2) 預託金品の適性払出し
- (3) 在宅要介護高齢者や障がい者(児)等支援事業

地域包括支援センターの運営

- (1) 総合相談支援窓口の設置
- (2) 介護予防マネジメントによる介護予防事業の実施
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築
- (4) 家族介護者交流事業・家族介護者教室の実施
- (5) 出前講座等の実施

ふれあい活動センターの運営

- (1) 地域高齢者の介護予防の促進と支援
- (2) 生きがいづくり活動の積極的な展開
- (3) 高齢者情報の発信基地としての基盤整備

障がい者(児)への支援

- (1) 居宅介護事業(ホームヘルプサービス)の実施

第三者委員

- (1) 第三者委員による福祉サービスの適切な利用の点検・指導

その他社会福祉に関する事項